

令和6年度第2回福島県権利擁護推進会議 議事録

令和7年3月21日（金）14:00～16:00

場所：杉妻会館 3階 百合

## 1 議題1 県内の高齢者及び障がい者虐待の状況等について

（事務局 高齢福祉課（郡司）、障がい福祉課（川口））

資料1-1～1-3により説明。

（福島県社会福祉士会 谷川委員）

高齢福祉課からの委託により、市町村からの個別事案に対して専門職チームとして対応。また、市町村からの電話相談により数字に現れない実情もあると感じており、相談を通じての今後の課題、県にお願いしたいことがあり発言させていただく。

養介護施設従事者による高齢者虐待については、令和4年度に発生した虐待による死亡事案をきっかけに相談通報件数が増加。また、委託事業の中で管理者・現場の職員を対象とした研修実施もあつてか、相談件数増加。関わってきたケースで、施設内の自浄作用が働かず、通報しているケースがある。国調査でも、過去に虐待が発生した施設における虐待の再発率が約20%。一度相談・通報があつたとしても改善されないまま、再発しているケースが見受けられる。資料にもあるが、施設への指導・対応として「改善計画書の提出」という対応があるが、計画書を提出してもらったのみで、その後のモニタリングができていないように感じる。終結に行き着く指導が必要なのではないかと感じる。事実確認をして、どう改善されたかまでの確認をするべきという点を市町村にお伝えいただきたい。介護保険の指定基準が改正され、虐待防止のための研修、委員会の設置、指針の策定等をしないと介護報酬が減算されることになった。ただ、形式的には対応しているが、虐待が発生する。形式上整っていればよしとせず、中身がどう反映されているか確認しなければ、現状の改善は見込めないのではないかと。

養護者による虐待に関してもぜひ検討いただきたい点がある。データからすると、令和4年から令和5年にかけて養護者による虐待の相談通報件数が減っている。一方、虐待と判断した件数は増加。相談受理→事実確認→虐待判断という一連の流れはできている。何が問題かという、相談通報件数が減っている、すなわち受理をしないという状況が発生しているのではないかとこのことを感じている。全国的にまだまだ相談通報件数が伸びている状況の中、これが上がっていかないということはどういう背景があるのかということも、検証すべきではないか。通報受理したときの深刻度がどの状況かということを確認することによって、重度化しないと受理しないというような状態があるのではないかと感じている。県社会福祉士会として県から受託し市町村等からの相談対応を行っている。専門職派遣事業をより活用いただけると。

→（事務局（高齢福祉課））

一度虐待が起こった施設での再発事案は本県でも見受けられる。改善計画提出後も、その後のモ

ニタリングは必要。研修等の機会を通じ、市町村に伝えていきたい。

養護者に虐待に関しても、市町村における虐待相談・通報窓口等の周知徹底等と併せて、対応を検討したい。

(福島県社会福祉士会 松本委員)

第三者評価委員として虐待があった施設への評価をしている。改善計画書のなかに職員教育等書かれているが、実態は全然変わっていないとの声を勤務する介護職員等から聞くことがある。中身についての改善についても変えていく必要がある。

また、個人的に虐待に関する相談を受けることがある。市町村に通報するよう伝えるが、「通報したのは誰だ」となり怖くて通報できないとのこと。歴史の長い組織ほどそのような傾向がある。公益通報した者が保護されるということを研修では伝えているが、施設内の関係で誰が通報したかなんとなくわかってしまうため、退職後の通報が多くなる。風通しの良い通報体制の構築が必要。

→ (事務局 (高齢福祉課))

日頃、当課にて施設職員からの虐待通報を受けるが、詳細な情報を聞こうとすると、委員からお話いただいたとおり、施設に知られたくないとのことで詳細な情報の提供を拒もうとする方もいる。こちらでも保護されるという点をお伝えし、情報を聞き取るが、施設向けの職員研修等の機会を通じて、一層周知していきたい。

(地域包括・在宅介護支援センター協議会 菅野委員)

匿名通報ケースについて。取り扱いを大事にしないといけないと感じている。匿名通報は受理件数に挙がっていないかもしれないが、最近、実は過去に匿名通報をしていたとの事例があった。詳しく話を聞くことで、相談に繋がったケース。行政とともに、匿名相談に対する対応をどうするかということを含括職員としても気をつけなければいけないと感じている。

→ (原会長)

資料に計上されている件数は、書類として挙がったものが計上されているものか。匿名通報の取扱いは。

→ (福島県社会福祉士会 谷川委員)

国マニュアル上は、匿名であっても通報は受理する。それを市町村側がどう捉えているか。マニュアル上は匿名であっても1件で計上。

→ (事務局 (障がい福祉課))

資料13ページ、相談通報の内訳に「その他」として匿名も含むこととしている。市町村も受け付けていると思われる。障がい福祉課にも匿名でとの相談が年間数件あり。可能な限り名前等聞き取り、市町村に繋いでいる。

(認知症の人と家族の会 長谷川委員)

家族の会に、認知症の方から暴力・暴言を受けるケースに関する相談が増えていると感じる。そのようなケースの数字は資料に計上されているか。

→ (事務局 (高齢福祉課))

事務局では把握していない。

→ (福島県社会福祉士会 谷川委員)

虐待防止法上は「介護する・される」の関係ではなく、高齢者に対して「世話をするかしないか」の関係で養護者を考える。

仮に夫婦の関係で、介護を受けている夫が経済的には裕福で、妻に対して経済的な支援をしているという関係であれば、介護を受けているが夫が「養護者」という捉え方も可能。法律はそれに当てはまるか、当てはまらないかを入口とするが、それを根拠にして、行政・関係者がどのように家庭の状況を把握し改善・支援に繋げていけるかが重要。なぜそのような状況になったか、家庭で介護できる状況かということも多くの人に関わって判断・改善するという目的で動いている。

全国的にも、養護者に該当するかしないか、悩む案件が多くなっているようだが、そのような状況も関係しているのかと思われる。行政・地域包括等に相談いただき、その状況をどう改善していけばいいかを考える流れに持って行っていただければ。

(福島県手をつなぐ親の会連合会 七宮委員)

障がい者が利用する施設も同じ。職員に絶対手を出していけないということを教えている。(職員等に暴力をふるうような利用者がいた場合には)職員に、ほかの利用者さんに近づけないようにする、親御さんに連絡するよう伝えている。

施設運営を20数年やってきたが、昔の利用者と今の利用者では対応に違いが出てきている。最低限のルールは利用者に教えなければならない。繰り返し繰り返し職員が伝えていくしかないが難しい。

いまは核家族化が進み、利用者の親御さんも忙しい。家庭でも利用者(息子・娘)への支援をと親御さんにお伝えするが、それは施設の仕事だろうと考える親御さんもいる。職員はやる気をなくしてしまう。利用者と同じく親御さんへも伝えていかなければならない。そこは分かっていたらなければならないと思う。

利用者が普段通う支援学校の先生にも、(利用者の日々の様子の記録簿等に)その利用者さんの特徴を書いてほしいとお願いしている。特徴がわかれば、支援の仕方も考えられる。施設を利用し始めてから1年を過ぎればその利用者への支援も慣れるが、入所してからの1年間が利用者・職員間のコミュニケーション等に苦勞する。

(障がい者基幹相談支援センター 松本委員)

県内の基幹相談支援センターには障がい者虐待防止センターを受託しているところが数多くある。通報先のひとつという役割を担っている。

令和4年度から障がい福祉サービス事業所等の従事者への虐待防止研修の実施が義務化されており、研修の機会のひとつとして、基幹相談支援センターが実施する研修への受講も可とされている。出前講座等により、虐待防止法の伝達研修、通報の伝達研修を行っている。通報件数が増加していることから、発見する機能が向上していると思われる。

県内各センターから要望が2点挙がっている。

1点が虐待通報受理後の事実確認調査について。事実確認調査は行政としての責務として実施していかなければならない。一方で、事実確認を行っていない事例も県内にはある。事実確認は委託している基幹相談支援センターでの実施も可能と国マニュアルにも記載。専門性の担保と行政職員としての責務という役割分担の難しさが現状として市町村職員・基幹相談支援センター職員間で生じている。基幹相談支援センター職員のみで事実確認を行っているところもある。そこに関して、各市町村の障がい者虐待防止マニュアルをしっかりと確認していくことは、現状の各種研修会でも周知しているところかと思うが、改めて事実確認の初動部分について周知いただきたい。センターも協力していきたい。

2点目が、学校内での教員から生徒への虐待事案について。対応はどこの課が実施していくのか。子供関係の部署に通報しても受理されず、案件として挙がっていかない。教育・障がい福祉部門の連携も考えていかなければならない。最近では医療関係分野の虐待対応等が制度化。教育関係も進めていくべき。通報が何かしらの支援の入り口となる。今後検討していただきたい。

→（事務局（障がい福祉課））

事実確認の実施方法どうするべきかと市町村から相談される。よくありがちなのが、「施設職員等からの『虐待をした』という通報をもって認定していいか」という相談がよく寄せられる。しっかりと事業所を訪問・調査し、虐待の全貌を把握した上での認定・指導が必要であることを伝えている。また、基幹相談支援センターに調査に入ってもらい、その報告により認定したということ聞くが、市町村の方でどれだけ虐待事案を捉えられているかという疑問もある。研修等でもまずは市町村が調査に入るよう伝えている。今後の虐待の防止研修においても、市町村が現場に入り、判断する目を養っていくということを継続して伝えていきたい。

教育関係の通報を受けたことがあり、その時は高校教育課等と連携して解決を図った。生徒への虐待に関しても、児童家庭課や障がい福祉課等にご相談いただく対応も考えられる。

（須賀川市 古川委員）

今年度の虐待通報件数、先週までで61件。過去最高。警察・ケアマネからの通報が大多数。認知機能の低下により高齢者への支援方法がわからない等の介護疲れ、認知機能低下による行動への理解不足による虐待発展も見受けられる。今後の認知機能低下による高齢者増を考えると、虐待も増えていくとの懸念。

実地調査にもマンパワーを要する。職員も疲弊。何かしらの対応・アプローチ方法を関係機関と協議しながら進めていかなければ、やりきれない部分が発生してくるかもしれないと懸念している。

(三春町 影山委員)

施設職員による虐待ケース。先ほど委員から、改善計画・モニタリングが必要であるとの意見が。聞き取り、書類の提出等様々な指導をした上で、施設から改善計画を提出。これだけ指導をしたのだから対応を改めてくれるだろうと、改善計画を受け取った時点で安心してしまうことがある。省みたい。

養護者による虐待ケース。受理会議を開いて、受理する・しないを検討。現場を訪問して、客観的な事実（傷があるか）が目視・確認できればいいが、確認できない場合は、本人が何とおっしゃっているかが大切だと感じている。中には本人が「虐待受けていない」と言い張るケースも。本人との関りを通じていき、顔見知りになって話ができるようになってくると「虐待を受けている」と話してくれる。なぜ虐待を受けていないと言ったかと聞くと、「お世話になっているから」と。その際には、養護者の負担感を和らげられるにはどうすればいいか、どのような支援をしていけばいいかということと話合っていくのだということ伝えていく。認定はなかなか難しいが、そのような形で日々対応している。

(福島県警察本部 花見係長)

DV・虐待を担当。警察として関わることが多い。資料中、受理件数として計上されている件数と、警察として認知している件数に乖離が。公表はしていないが、高齢者虐待関係で警察から市町村に通報表を送っている件数が令和6年で350～400件ほど。障がい者虐待は100件未満。

委員からの意見で、虐待として受け付けられていない部分、法に基づく高齢者・障がい者虐待の定義に当てはまらないと判断している部分もあるのだとわかった。

生命・身体を守ることが大切な部分。件数が多くて受理できないという実情があるのであれば、県から助言・支援等対応いただけると。個人の考えになるかもしれないが、福祉的な分野に関しては、円の接する部分だけをやらばいいというわけではなく、その先までやったほうが安全・平穏を守ることに繋がると思うため、協力できるところはやっていきたい。

→ (原会長)

数字の乖離は、市町村の判断で受理しなかったということか。

→ (事務局 (高齢福祉課))

資料に計上している数字は国調査における市町村からの回答に基づき計上。委員からの意見と比べると大きな乖離が。県としても現状として認識したい。

→ (原会長)

分析を進めていただけると。

(福島県介護支援専門員協会 逸持治委員)

通報者の内訳で「事業所の管理者」からの通報が増えているという点に関心が。いままで虐待だと目を向けていなかった点に組織で目を向けるられるようになった、意識が変わったのではないかと感じた。

介護支援専門員は様々なところで働く。施設で働く者、在宅で働く者。虐待の発見に関わるケースが多くなる。そのようななかで、虐待に当たるかどうかの判断は難しいが、自分が悪者になってしまうのではないかという意識、見えても見て見ぬふりをしてしまうということはあってはならない。介護支援専門員自信が虐待の加害者になり得るということも意識していかなければ。

(福島県社会福祉協議会 渡辺委員)

資料1-1の2ページ、日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)の件数について触れられている。あんしんサポート事業の利用に際しては経済的な虐待に関連する相談が多い。虐待というより、恐れがあるという事案。経済的虐待には潜在的な要素が含まれていると感じる。

認知症高齢者だと搾取されているということを知っていない方、家族に家計をやりくりしてもらって助かっているという声も聞かれる。あんしんサポート事業で実際に通帳を預かると収入以上に支出が多いということがあり、後になって経済的虐待やその恐れがわかってくる。一方で、あんしんサポートに繋いだ後に、家族等から「なぜ勝手に通帳を預かるのか」という苦情が寄せられることも。市町村社協でもあんしんサポート事業を利用できるか判断に迷うこともあるが、搾取の恐れがある場合には早めの利用を案内している。

(福島県看護協会 阿部委員)

病院に勤務。精神科病院では、令和6年6月から虐待通報義務化。虐待通報したという病院も聞かれている。資料に「医療機関」という項目がないということは虐待とは認定されなかったということかと思うが、その線引きが難しいと感じる。重大事故を減らすために小さい事案も挙げて意識を変えるということかと思うが、現場の受理する負担感等、今日感じることができた。

精神科病院においては、虐待を受けて入院というケースがいくつもある。退院後、行政を巻き込んで支援ということになると思うが、相談先・通報先はどこかと悩みながら対応している。

(福島県行政書士会 川島委員)

事務局等からの説明・委員からの意見により、虐待の深刻さが伝わってきた。このような状況改善のために、当組織としても何ができるか考えていかなければならない。実際に成年後見人等の活動を行っている。入所施設等と連絡を密にして、本人の状況を観察・職員への状況聴取により後見人としての関わりを持つことで虐待の未然防止に関わっていきたい。

## 2 議題2 成年後見制度の担い手育成方針について

(事務局 高齢福祉課 (郡司))

資料2-1～2-2により説明。

(福島県社会福祉士会 谷川委員)

専門部会から策定に参加。県の市町村支援の方針として出してもらったもの。概ねよろしいのではないかと。方針のもとに具体的な何をしていくか、早期に協議を進めていければ。

(福島県司法書士会 益子委員)

名簿の管理について。弁護士会、社会福祉士会、司法書士会いずれも同様かと思うが、管理ということは家庭裁判所に候補者として名簿を提出・推薦するようになるかと思う。その名簿が定期的に研修会等を通して、継続して研修を受講しているか等、定期的な更新をされるとよい。司法書士会も名簿は2年更新。後見を受任しながら、研修単位が足りなくなる会員も出てくる。後見人になったあとに様々な事情で後見人継続が困難となる方もいるかもしれない。現在も受任可能かということを確認していくことが大事。

法人後見についても、あんしんサポートを通じて後見に繰り上がっていくことも考えられる。法人後見なので、団体として機能しているかどうか。法人後見と個人後見の線引き。合議体での意思決定をして後見を進めていくのが法人後見のメリット。恣意的な運用とならないよう気を付けて見守っていくことが必要。

(福島県弁護士会 槇委員)

異議は特になし。これを踏まえてどうしていくか、特に6の活躍支援などをどう充実していくかが大事。特に研修・意見交換会をどう充実させていくか。福島市の取組として後見人経験者同士の座談会を開催している。参加者は目を輝かせて聞いている。そこに専門職も入り、マニュアルに載っていないようなことも助言でき、有意義だった。共有していくことは大事だと感じた。

また、市民後見人のモチベーションとして、無報酬でやるべきではないと考えている。一部市町村では無報酬。仕事に対しては一定の対価が発生するというのを県の方で周知いただきたい。

(福島県社会福祉士会 松本委員)

民法改正の予定あり。成年後見制度に関しても改正予定。福島県が社会資源としての受け皿づくりを進めていくことは非常に大切。

いわき市の座談会に参加。ある市民後見人は、私的な感覚・価値観で後見業務を行っているようなことも。関係機関と相談の上、適切な支援を。フォローアップをどのように進めていくかが、非常に重要。

方針の記載ぶりについて。「育成」と「養成」の使い分けを整理いただけると。

(福島県社会福祉士会 松本委員)

最後に1点。高齢者虐待に関しては県からの受託により市町村から相談を受けた際に高齢者虐待専門職チームを派遣。障がい者虐待に関しては県から受託しておらず、会独自のチーム派遣となるため、市町村派遣の際には報酬が発生。障がい者虐待に関しても、市町村支援を実施できればと思うため、ぜひ制度の予算化について検討いただきたい。

→ (事務局 (障がい福祉課))

県の自立支援協議会でも同様の意見をいただいている。現在、明確な回答はできないが、今後検討させていただきたい。

また、七宮委員からもお話しいただいたが、障がい者の方の対応について現場での御苦勞をお聞きしている。県としても強度行動障害等、対応が困難な方への支援方法について、きちんとアセスメントをした上で、障がい特性に応じた支援ができる支援者の養成・育成の取組みを進めているところである。